

○三豊市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱

平成31年 1月28日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の実施機関が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置されている撮影装置であり、かつ、撮影画像表示装置及び記録装置を有するものをいう。
- (2) 個人情報画像 防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 実施機関 三豊市個人情報保護条例（平成18年三豊市条例第12号。以下「条例」という。）第2条第4項に規定する実施機関のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、防犯カメラ等の設置及び運用に当たっては、条例及びこの告示の定めるところにより、個人情報の保護のために適切な措置を講ずるものとする。

- 2 実施機関の職員又は次条の規定により実施機関からの委託を受けて防犯カメラ等に関する事務に従事している者（以下「職員等」という。）は、個人情報画像から知り得た市民等の情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託に伴う措置)

第4条 実施機関は、防犯カメラ等を設置し、又は運用する事務（以下「防犯カメラ等に関する事務」という。）を委託する場合は、個人情報画像の保護のため、契約書等において委託を受けるものが遵守すべき事項を明記する等必要な措置を講ずるものとする。

(管理責任者の設置等)

第5条 実施機関は、個人情報画像の適正な取扱いを図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ等の運用を担当する所属の長をもって充てるものとする。

3 管理責任者は、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報画像の管理のため必要な措置を講ずるものとする。

(防犯カメラ等の設置)

第6条 実施機関は、防犯カメラ等の設置に当たり、設置の目的を達成するために必要最小限の撮影範囲となる場所に設置するよう努めるものとする。

2 実施機関は、防犯カメラ等の設置場所周辺の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置している旨を表示するものとする。ただし、防犯カメラ等の設置場所周辺の物理的な制約その他特段の事情がある場合においては、この限りでない。

(個人情報画像又は記録媒体の管理等)

第7条 実施機関は、個人情報画像を編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のまま、施錠のできる場所に保存しなければならない。

2 実施機関は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複製し、又は印刷してはならない。ただし、実施機関が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

3 職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体を指定する場所以外に持ち出してはならない。

4 個人情報画像の保存期間は、14日間とする。ただし、実施機関が特に必要と認めた場合は、別に定めるものとする。

5 実施機関は、保存期間を経過した個人情報画像について、漏えい、流失、紛失等の防止のためこれを適正かつ速やかに消去し、又は廃棄するものとする。

(個人情報画像の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報画像を複製し、又は印刷したものその他個人情報画像に係る一切の情報を、利用目的以外の目的のために利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 捜査機関等から犯罪及び事故の捜査等のために情報提供を求められた場合

(4) 個人情報画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

(苦情の処理)

第9条 実施機関は、防犯カメラ等の設置及び運用に関する苦情等に対して、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。